

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

なお、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の範囲は、「漁業・養殖業生産統計年報」に合わせ、次のとおりとする。

沿岸漁業：漁船非使用漁業、無動力船及び10ト未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業。

沖合漁業：10ト以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたもの。

遠洋漁業：遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等及び捕鯨業

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類
(対応する ISIC) 0501 漁業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-------|
| 0311-04 | 0311-041 | 海面養殖業 |

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがいがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(対応する ISIC) 0502 養殖業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------|
| 0312-01 | 0312-001 | 内水面漁業・養殖業 |
| 0312-02 | | 内水面漁業 |
| | | 内水面養殖業 |

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 032「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業：さけ類、からふとます、さくらます、ひめます、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類、藻類

内水面養殖業：ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、ティラピア、淡水真珠、きんぎょ、錦ごい

(対応する ISIC) 0501 漁業
0502 養殖業

2 鉱業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------|
| 0611-01 | 0611-011 | 金属鉱物 |
| | 0611-012 | 鉄鉱石 |
| | | 非鉄金属鉱物 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 051「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛・亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱
(対応する ISIC) 1200 ウラニウム及びトリウム鉱
1310 鉄鉱業
1320 非鉄金属鉱業(ウラニウム鉱及びトリウム鉱を除く)

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------------|
| 0621-01 | 0621-011 | 窯業原料鉱物 |
| | 0621-019 | 石灰石 |
| | | その他の窯業原料鉱物 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) その他の窯業原料鉱物：けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業
1429 他に分類されないその他の鉱業及び採石業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-------|
| 0622-01 | 0622-011 | 砂利・採石 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(製品)
(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 0622-02 | 0622-021 | 碎石 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2281「碎石製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 碎石、石材

(対応する ISIC) 2696 石材切り出し、型削・磨き業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------|
| 0629-09 | 0629-099 | その他の非金属鉱物 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する副産物(硫黄)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業

1421 化学及び肥料用鉱物鉱業

1422 塩採取業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------------|
| 0711-01 | | 石炭・原油・天然ガス |
| | 0711-011 | 石炭 |
| | 0711-012 | 原油 |
| | 0711-013 | 天然ガス |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 053「原油・天然ガス鉱業」及び小分類 052「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭、原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス
(変更点) 平成7年、12年表の列部門「0711-01 石炭」と「0721-01 原油・天然ガス」を、本部門「石炭・原油・天然ガス」に統合。

平成7年表の行部門「0711-011 原料炭」及び「0711-012 一般炭・亜炭・無煙炭」を「0711-011 石炭」に統合。

平成7年、12年表の行部門「0721-011 原油」及び「0721-012 天然ガス」を「0711-012 原油」、「0711-013 天然ガス」にコード変更。

(対応する ISIC) 1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業

1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業

1030 泥炭採掘業・固形燃料製造業

1110 原油及び天然ガス採取業

3 飲食料品

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------------|
| 1111-01 | | と畜(含肉鶏処理) |
| | 1111-011 | 牛肉(枝肉) |
| | 1111-012 | 豚肉(枝肉) |
| | 1111-013 | 鶏肉 |
| | 1111-014 | その他の肉(枝肉) |
| | 1111-015 | と畜副産物(含肉鶏処理副産物) |

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び9321「と畜場」の活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物等)

(対応する ISIC) 1511 肉及び肉製品製造・加工・保存業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 1112-01 | 1112-011 | 肉加工品 |

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0911「肉製品製造業」のうち、ハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚

(対応する ISIC) 1511 肉及び肉製品製造・加工・保存業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 1112-02 | 1112-021 | 畜産びん・かん詰 |

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0911「肉製品製造業」のうち、畜産物を主な原料とするびん・かん詰の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)